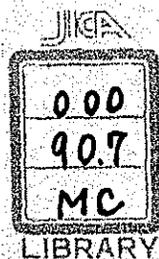


海外医療協力委員会議事録

(第 3 回)

[昭和 4 6 年 8 月 3 1 日]

海外技術協力事業団医療協力部



国際協力事業団	
受入 月日	'84. 5. 23
	0,000.00
	90.71
登録No.	0700332 MC

第3回海外医療協力委員会議事録

1. 開催日時及び場所

昭和46年8月31日 午後3時—6時

外務省霞友会館

千代田区三番町8-1 (264)7531(代)

2. 出席者

委員(7名, 5名欠席)

出席者

小平 正

重松 逸造

島尾 忠男

白幡 友敬

多ヶ谷 勇

武谷 健二

本多 憲児

欠席者

片峰 大助

外山 敏夫

平沢 和重

曲直部 寿夫

水野 肇

幹事(7名, 1名欠席)

出席者

新谷 鉄郎(代理出席)

石丸 隆治()

JICA LIBRARY



1015379[9]

甲 斐 安 夫

沢 田 徹

伴 正 一

角 谷 清

後 藤 伍 郎

欠 席 者

篠 浦 公 夫

事業団側出席者

役員

中 山 素 平（会長）

田 付 景 一（理事長）

中 西 申 一（常務理事）

医療協力部職員

吉 本 静 夫（医療第二課長）

橋 浦 広 志（医療第一課，副参事）

加 藤 辰 三（医療第二課）

大 川 彰 也（医療第一課）

外務省側出席者

杉 山 事務官（経済協力局技術協力課）

3. 議 事 次 第

I 開会の辞 小平委員長

II 挨拶 OTCA田付理事長

III 答申案についての審議

イ) 経過報告 事務局 後藤幹事

ロ) 討 議

ハ) 決 議

IV 会長に対する答申 小平委員長

V 会長謝辞

VI その他

4. 議事概要

本年3月10日の第2回総会に於て、事業団会長より「医療協のあり方」について諮問があり、これに対し当委員会は5月18日より4日間にわたり答申案起草委員会を開催し、更にその後数回にわたつて審議・検討を行なつた。他方、O.T.C.A側も本答申案についてのコメントを当委員会宛提出した。

このような経過の後、本総会に於て当委員会は最終的な答申案を会長宛答申書として提出したものである。

I 開会の辞 小平委員長

開会にあたり、小平委員長は今回総会の目的が、本年3月10日の事業団会長よりの諮問事項に対する答申であること、そしてその答申の最終案が本総会の席上可決された場合、それを会長宛答申書として手渡すものである旨述べた。

II 理事長挨拶

(要旨)

O.T.C.Aの医療協力事業は、昭和41年度から実質的に開始され、本年で5か年の実績を重ねたが、その数か年の間に様々な問題が派生してきている。本委員会が昨年(昭45年11月)発足した理由もそこにあつて、特に本年3月O.T.C.A会長から諮問を受けて以来、委員諸氏には多忙なところを熱心な検討審議を重ねて頂き、本日に至つた次第であります。本日はこの答申案について最終的な討議をしていただくことと存じます。

Ⅲ 答申案についての審議

まず、O T C A後藤幹事より、「答申案起草に関する経過報告書」に記述のとおり逐条的に経過報告を行なった。次に最終案を医療第二課吉本課長が朗読した後、答申案についての逐条審議に入った。

討議概要

1. 「はじめに」について

(1) 重松委員

p.1の12行目の「援助」という言葉は、こちらから一方的に押しつけるという意味が強いので、これを「協力」に変えるべきである。

2. 「現地調査の強化」について

(以下「基本問題に関する調査」及び「特定事業についての調査」について)

(1) 小平委員

「特定事業」という言葉の説明として、これは我が国がとり上げた事業の意味である。

(2) 白幡委員

「基本問題に関する調査」について、これは従来基礎調査に匹敵する予備調査を行なうという意味である。これを実施する上で留意すべきことは言語的障害、すなわち日本語そのものがないまいであり、我が国がひき受けるということではないのに、結果としてひき受けてしまうというこれ迄の慣習をさけるように努めるべきである。

(3) 本多委員

この「基本問題に関する調査」というものは、前提として、はつきりした取り決めはしない、ということであり、その際、トラブルが生じないよう配慮する必要がある。

(4) 中山会長

この問題は、医療協力に限らず全ての事業に関連しているが、一

般的に、相手国は全てやつてもらえるという期待感をもっているから我々は常時はつきりした意志表示をすることが必要である。

(5) 伴幹事

つまり、こういう種類の調査団を出すにあたって十分な準備が必要であつて、年次計画または国別計画を最初にたててから基礎調査団、実施調査団を出すべきである。

(6) 多ヶ谷委員

これについては手続き上の問題があつて、そういう準備を行なう段階、すなわち調査団を出すにあたって当該調査を行なう者に対するOTCA側の効果的なオリエンテーションを望む。

(7) 重松委員

私がOTCAから韓国に派遣されたのはごく最近のことであるが、その僅かな経験によれば相手国にいる技術協力に関する医療専門家が本当にその国の将来を考えていない。従つて、このような真のニードを分析するような広い視野をもつた専門家が必要である。このような理由からp.2の4行目の「広い視野を持った学識経験者」の後に「例えば公衆衛生学分野の専門家」という文句を入れるべきである。

(8) 小平委員

重松委員の意見に対し、p.2の4行目「又、調査団は現地に出発する前に十分な日程をもつて、そのプロジェクトに関する可能な限りの情報とその分析にあたる必要がある。」という中にそのような理由が含まれているという了解をしている。

(9) 本多委員

以前はそういう色々な分野の専門家を含めるといふことで了解していたのでその必要はないが、むしろ、p.2の6行目の最後に、「自主的な調査をすることも必要である」といふ文句を入れておいた方がよい。

(10) 小平委員

(7)の重松委員，(9)の本多委員の提案について，両方ともそういった意味が含まれているものとして読むこととするので了解願いたい。

(可決)

(11) 伴幹事

個別プロジェクトについては，この答申案に書かれている調査方式のように具体的な方式はとれぬと思うが，O.T.C.Aとしてはどのように対処するつもりか。

(12) 後藤幹事

この答申で述べている調査方式はいわゆる大型プロジェクトに対してであつて，細かいものについてはある程度資料があるからこのような調査方式をとる必要がないものと思う。

(13) 田付理事長

答申の中にはこういう問題だけでなく，問題となるものが数多くあるが，本答申案は基本的問題に対応するものとして了解しておいたらよいと思う。

(以下，「評価の為の調査」について)

(14) 本多委員

今後，評価の為の調査を行なう場合，他のプロジェクトとの比較評価を加えることも必要である。

(15) 小平委員

実際，他の国も我が国と同じ事業を行なっているから，他の国との評価も必要である。

3. 「特定事業の拡大」について

(以下，「特定事業の大型化」について)

(1) 本多委員

特に強調すべき点は特定のものについて建物供与を行なうことである。

(2) 小平委員

ここで言う大型化というのは無償供与を含めて、という意味であることを前提としている。なお p.2 最下行の「援助協力」を「医療協力」と変更したい。

(以下、「特定事業における専門家の選定と派遣について」)

(3) 小平委員

専門家の待遇について特に強調すべき点は、p.3の15行目～17行目(専門家の常時確保方策、………作るべきである。)である。

(4) 中山会長

O.T.C.Aとしての考え方として、待遇改善については特に大蔵省側との接渉が必要であり、その為には十分な資料を集めて準備を行なう必要がある。

(5) 甲斐幹事

文部省でもこういう問題については深刻であり、大学の先生が専門家として派遣された後その穴埋めに大変苦勞している。

(6) 小平委員

この点について、文部省側の積極的な働きかけを期待したい。

4. 「研修体制の整備」について

(発下、「研修員の諸問題」について)

(1) 本多委員

研修員が帰国した後の問題(資格問題)について文部省側はどう考えているか。

(2) 谷 技官

開発途上国の日本の大学に対する評価が英米に対するそれよりも低いという現状をどのように解決したらよいかという議論がなされているが、非常に難しい問題である。

(3) 本多委員

日本が独自の証明書を数多く出し、帰国した研修員がその国にお

いて活躍すれば自ずとこういつた問題は解決されるであろう。

4) 重松委員

例えば、国立公衆衛生院では Diploma in Public Health というものを出しているが、これは世界的にも (WHOにも) 認められている。従つて certificate については我々が考えるべきものであり、例えば O T C A 独自のものを出してもよいであろう。この問題については関係各省で論じてもらいたい。

5) 小平委員

こういう certificate を与えた研修生のリストを相手国に渡しておいた方がよい。

(以下、「追跡調査」について)

6) 重松委員

このような方式も大切であるが、O T C A 側から定期的に information を出すべきであつて、これは WHO で実施しているところでもある。

5. 「上級専門家の交換」について

1) 多ヶ谷委員

上級専門家の交換については従来から短期の感があり、単なる視察のみに終つてしまうので、もつと効果を期する為共同研究的なことを専門家が行なう必要がある。従つて p.5 1-1 行目の「かつ相互に意見交換」の後に「、さらに要すれば共同研究」という文句を入れるべきである。(可決)

2) 中山会長

事業団としてもこれら専門家の提出する資料を逐時活用するつもりである。

3) 重松委員

それは日本の医学資料としても必要である。

(4) 本多委員

我が国が、諸外国の実施しているような他の事業との協力が必要となることもあるので、是非ともこれを予算化することを要望する。

6. 「国内体制の拡充」について

(以下、「熱帯医学資料センター」について)

(1) 小平委員

p.6 16～17行目の「設置の場所として、さし当つては長崎大学熱帯医学研究所に……………」について、これはあまり特定の機関を強調しすぎるのではないか。

(2) 本多委員

「さし当つては」という言葉を、むしろ「現時点に於ては」とした方がよい。

(3) 中山会長

総理府の対外経済協力審議会ではこういう場合、答申として「例えば」とした方がよい、という別案を出した。(「例えば」に可決)

7. 「広報活動」について

(1) 小平委員

従来医療協力部において医療協力に関する広報活動はあまり行なわれておらず、今後はテレビ・ラジオ等のマスコミ機関を利用し、もつと活発にすべきであろう。例えば定期刊行物については、国際医療団の出している「日本の医療協力」があるが、OTCA独自でこういうものを出す必要がある。

(2) 本多委員

広報活動一つのみについても課が一つ必要な位大変であろう。

8. その他全般的問題について

(1) 白幡委員

この答申案全体について、個々の問題をいかに具体化してゆくかについては、OTCAが関係各省と協議の上で積極的にその実現化

を計ってもらいたい。

(2) 本多委員

例えば、学会でもまずできることから1つ1つ改善してゆく方向に向かっているので、徐々に実現してもらいたい。

(3) 伴幹事

O T C A強化について姉妹校及び姉妹機関の2方式があるが、これについて委員会側はその可能性をどう考えるか。

(4) 本多委員

プロジェクトが大型化すると専門家のプールが1学校のみでは人員が不足するので、実際実現は難しい。従つて、むしろ学会との連絡を緊密化し、地域別学会間の連絡強化が必要である。

(5) 小平委員

むしろ学会との窓口連絡という方法があるが、いずれにせよこれは今後の問題として取り上げてはどうか。

決 議

本答申について、小平委員長より委員側に賛成を求める発言があり、本案は可決された。

次に本答申書の作成について委員側が留意した点を委員長は以下のように報告した。

(報告事項)

1. 医療協力部の現状から見て実行可能範囲内に止めたこと(観念論に終らぬこと)。
2. 医療協力の将来方向を考慮しながら、現状の基本的な欠点を改善したこと。
3. 協力事業選択の方向としてコロンボ計画地域を重点的に配慮したこと(特に公衆衛生、教育 etc. の協力を中心とし、地域別の検討はその都度討議するものとする)。

(要望事項)

1. 予算反映は来年度(昭和47年度)以降実現してほしい。
2. 医療協力事業そのものの変化も将来予測できるので、更に検討を加えより良い答申にしてほしい。従つて今回の答申は中間答申、又は第一次答申と考えていただきたい。

IV 会長に対する答申

小平委員長より本答申書が中山会長に手渡された。

V 会長謝辞

(要 旨)

今後医療協力が技術協力の中で益々その重要な位置を占め、その発展が期待されるが、その際この答申をO T C A医療協力の憲法として大切にしたい。この委員会の委員の方々にはO T C Aの監視役として働いていただきたい。又、O T C Aも技術協力に関して各地域についての専門性を高めるため、外部の機関も充分利用させていただくつもりである。経済協力審議会でとりあげられている問題として、対外機関との協力の仕方ということもあり、これは今後の問題として注目されるであろう。このO T C Aの医療協力委員会が将来、民間も含めたしつかりした日本全体の委員会に発展する可能性もあり、いずれにせよ委員会の性格が変つたとしても専門家としての意見を充分生かし、我々としても活用させていただきたい。

